

## 6-7. 福祉バスとの連携を検討

### 1) 福祉バスの概要

福祉バスは、高齢者や障害者、妊婦・乳幼児・未就学児などの方々が、福祉施設等をより利用しやすくするために運行するバスで、買い物や行政機関などに通う交通手段としても利用できる。対象となる主な利用者は次のとおり。

- 60歳以上の方
- 心身障害者の方
- 妊婦の方
- 乳幼児・未就学児の方
- 特別支援学級在籍児童、生徒の方

### 2) 道路運送法から見た視点

#### ①旅客運送区分：自家用有償旅客運送事業（特定の利用者等）

区分		道路運送法	協議会
行政	市町村運営有償運送	交通空白輸送	地域公共交通 会議の合意が 必要
		市町村福祉輸送	
NPO 会員等	過疎地有償運送	第78条2項該当	運営協議会の 合意が必要
	福祉有償運送	第78条2項該当	

#### ②許可・登録の手続きが不要な運送（無償：互助活動、運賃不可）

区分		道路運送法	協議会
企業 団体	企業などが実施する民間送迎バス	該当なし	運行者との合 意が必要
	社会福祉法人などが実施する送迎バス		
行政	市町村の車（保険付）で住民が運行		
地域	地域ボランティアによる送迎バス		

#### 福祉バス：市町村や地域団体などが主体となり運行するバス

市町村運営有償運送「市町村福祉輸送」

⇒第6章「市町村運営有償運送」の項を参照

許可・登録の手続きが不要な運送については

⇒第6章「無償ボランティア輸送」の項を参照

⇒第6章「本項 福祉バス」の項を参照

## 3) 総合事業を活用した「移動支援・送迎」には2つの意味がある

- 1つ目は、① 総合事業による補助・助成・委託を行う移動支援・送迎  
 2つ目は、② 生活支援体制整備事業を通じて創出された移動支援・送迎（補助等なし）

分類	定義
① 総合事業による補助等を行うもの	<input type="checkbox"/> 総合事業の財源に基づく補助・助成、もしくは委託がなされている移動支援・送迎 <input type="checkbox"/> 体制整備事業を通じて創出されたか否かは問わない
② 体制整備事業を通じて創出されたもの（補助等なし）	<input type="checkbox"/> 総合事業による補助等を行われていないが、体制整備事業（SC・協議体の活動）を通じて創出された移動支援・送迎

※②は、総合事業による補助等を行われていないものの、体制整備事業（生活支援コーディネーター（以下SC）・協議体の活動）を通じて創出された移動支援・送迎であり、その運営にあたって市町村の一般財源による補助等が行われている場合や、補助等が行われていないものも含む。

①総合事業から見た視点

「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約がある。したがって、総合事業の制度から見て、「何に補助することができるか」がポイントとなる。

主に「どのような料金を受け取ることができるか？」

総合事業の観点 道路運送法の観点		無償				有償	
		許可又は登録を要しない運送 (白ナンバ)				自家用有償 旅客運送 (白ナンバ)	旅客自動車 運送事業 (緑ナンバ)
		個人・団体		送迎を含む包括的な料金		送迎の料金	
		目的地	通いの場の 利用料金	生活援助等 の利用料金	無料 or ガソリン 代等実費	送迎の料金 (営利とは認めら れない範囲の 対価)	送迎の料金 (営利)
訪問型サービスD ケース1)	① 病院・ 買い物等			類型①：通院等をする場合における 送迎前後の付き添い支援			
訪問型サービスD ケース2)	② 通所A			類型②：通所型サービス・通いの場の 運営主体と別の主体による送迎			
	③ 通所B						
	④ 通所C						
	⑤ 一般 介護予防						
通所型サービスB	⑥ 通所B	類型③： 通所型サー ビス・通い の場の運営 主体と同一 の主体によ る送迎					
通所型サービスC	⑦ 通所C						
一般介護 予防事業	⑧ 一般 介護予防						
訪問型サービスB	⑨ 病院・ 買い物等		類型④： 生活援助等と 一体的に提供 される送迎				
総合事業による 補助等なし	制限なし	その他（※道路運送法の観点にのみ留意）					

主に「何に補助することができるか？」

## ②総合事業の制度からみた移動支援・送迎の類型

類型	概要	総合事業	目的	No.
類型① 通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援	<input type="checkbox"/> 送迎前後の付き添い支援に関する間接経費は、補助の対象となるが、移送に関する直接経費は対象とされない。  <input type="checkbox"/> 利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることも可能。	訪問型D ケース1)	介護予防ケアマネジメントにより決定	①
類型② 通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎	<input type="checkbox"/> 総合事業による「通いの場」等への送迎であるので、間接経費の他、移送に関する直接経費も補助の対象とすることが可能。  <input type="checkbox"/> 送迎利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることは可能。	訪問型D ケース2)	通所A	②
			通所B	③
			通所C	④
			一般介護	⑤
類型③ 通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	<input type="checkbox"/> パターン②と同様、間接・直接経費を補助することが可能。  <input type="checkbox"/> ただし、通いの場等の利用者から受け取れるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の通いの場等の利用料金のみ	通所型B・C ／一般介護	通所B	⑥
			通所C	⑦
			一般介護	⑧
類型④ 生活援助等と一体的に提供される送迎	<input type="checkbox"/> 様々な生活援助等と一体的に送迎を行うもの。補助の対象は、間接経費のみ。  <input type="checkbox"/> 利用者から受け取れるのは送迎利用の有無に関わらず、定額的生活援助等の料金のみ。	訪問型B	介護予防ケアマネジメントにより決定	⑨

#### 4) 総合事業の制度からみた移動支援・送迎の類型ごとの特徴

##### (1) 類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援（訪問D ケース1）

**【特徴】**

- 総合事業で実施しているのは、「送迎前後の付き添い支援」であり、「目的地までの道中」は総合事業の対象外となります。

**【目的地と補助対象】**

- 目的地は、介護予防ケアマネジメントにより決まりますが、医療機関への通院のほか、買い物等において支援をしている例もあります。
- 総合事業による通所型サービス・通いの場への送迎を目的としたものではないことから、「送迎（目的地までの道中）」に関する直接経費は補助等の対象外です。
- 補助等ができるのは、「送迎前後の付き添い支援に関する間接経費」です。

**【利用者負担（道路運送法上）】**

- 「送迎」は独立したものと考えられることから、「許可又は登録を要しない運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費<sup>\*</sup>」のみであれば、利用者から受け取ることが可能です。

※ ガソリン代等実費：ガソリン代、有料道路や駐車場を使用した際の料金

##### 類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援（訪問D ケース1）\*8



<sup>8</sup> 『地域支援事業実施要綱(P.21)』より、『(抜粋)通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人員費等の間接経費のみが対象となる』

## (2) 類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 (訪問D ケース2))

### 【特徴】

- 通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」までの送迎を、「通所型サービス・通いの場の運営主体とは別の主体」が行うものです。

### 【目的地と補助対象】

- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」になりますが、その過程で買い物等に寄る例もあります。
- 「通いの場」等への送迎なので、間接経費のみでなく、「送迎(目的地までの道中)」に関する直接経費も総合事業による補助等の対象です。ただし、直接経費のうち運転者の人件費や報酬等を補助する場合は、道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要です。

### 【利用者負担(道路運送法上)】

- 「送迎」は、「通いの場」等の運営から独立したものであることから、「許可又は登録を要しない運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。
- 送迎の利用の有無によって、通いの場等の利用者負担(ガソリン代実費等+通いの場等の利用料金)は変わりますが、「送迎」が独立したものとして扱われるため問題はありません。

## 類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎（訪問D ケース2）\*9



<sup>9</sup> 「地域支援事業実施要綱(P.21～22)」より、『(抜粋)対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断』

**(3) 類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎  
(通所B・C/一般介護予防)**

**【特徴】**

- 「通いの場」等の運営主体が、送迎も一体的に行うものです。

**【目的地と補助対象】**

- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」になりますが、その過程で買い物等に寄る例もあります。
- 「通いの場」等への送迎なので、間接経費のみでなく、「送迎(目的地までの道中)」に関する直接経費も総合事業による補助等の範囲です。

**【利用者負担(道路運送法上)】**

- 「送迎」は、「通いの場」等の運営と一体的なものであることから、「ガソリン代等実費」であったとしても、「送迎」に係る利用者負担を、「通いの場」等の利用料金とは別に受け取ることはできません。
- 利用者から受け取れるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の通いの場等の利用料金のみ(送迎のコスト含むことは可)です。

**類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎  
(通所B・C/一般介護予防)**



#### (4) 類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎（訪問B）

##### 【特徴】

- 様々な生活援助等と一体的に送迎を行うものです。
- あくまで、生活援助等の提供が中心となるサービスです。

##### 【目的地と補助対象】

- 目的地は、介護予防ケアマネジメントにより決まります。生活援助等の範囲内であれば買い物等において支援をしている例もあります。
- 補助等ができるのは、「一体的な生活援助等に関する間接経費」のみで、「送迎（目的地までの道中）」に関する直接経費は総合事業による補助等の対象外です。

##### 【利用者負担（道路運送法上）】

- 「送迎」は、「生活援助等の提供と一体的」なものであることから、「ガソリン代等実費」のみであったとしても、「送迎」に係る利用者負担を、「生活援助等」の利用料金とは別に受け取ることはできません。
- 利用者から受け取れるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の生活援助等の利用料金のみです。

#### 類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎（訪問B）



※ すべての生活援助等を、同じ人が提供する必要はない。

※ 実質的に送迎しか行っていないと判断された場合は、「生活援助等の料金」を「送迎の対価」と見なされる可能性があり、その場合は道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要となる。

## 5) 介護予防・日常生活支援総合事業における移動支援について

### ①総合事業は、移動支援・送迎も含めた高齢者の生活全体を対象とする包括的支援

平成27年4月以降、介護保険制度の中で新たに位置付けられた総合事業は、各市町村の取組等により、多様な主体による地域の支え合いの仕組みづくりを推進するものであり、各地域でその取組が進められている。

この総合事業の創設は、各市町村が行う高齢者の移動支援・送迎の取組支援のあり方にも、大きな変化をもたらしている。具体的には、従来まで介護保険の指定事業者が提供してきた訪問介護や通所介護について、多様な主体の参画が推進されるようになり、それに付随する移動支援・送迎についても、例えば訪問型サービスD（\*後述）のような形で、市町村が総合事業として実施することが可能となった。総合事業は、公費と被保険者が支払う介護保険料で構成されることから、その用途には一定のルールがあり、移動支援・送迎の仕組みづくりのためには、その他にも多様な方法があり、総合事業による補助等を行わない方法も含めて、各地域の実情にあった柔軟な選択をすることが重要である。

### ②現在の主な概況

高齢者の中には、「加齢に伴う、運転への不安」を抱えながら、「そうは言っても、免許を返納してしまったら、買い物や通院はどうするのか（生活支援）」、「車を運転できなくなったら、どこにもでかけられなくなるのではないか（社会参加）」、「外出しなくなったら、身体が衰えてしまうのではないか（介護予防）」といった不安を抱えている人が少なくありません。

総合事業は、移動支援・送迎のみでなく、介護予防ケアマネジメントを通じた、生活支援や社会参加、自立支援・重度化防止などの観点も踏まえた包括的な支援メニューで、地域における高齢者の移動支援・送迎の仕組みを、その他の地域づくりと一体的に進めるツールとして、「総合事業の活用」は選択肢の1つとしてあげられる。

### ③現在の主な課題

特に住民主体の取組は、行政が「特定のサービス」をつくることを意識して活動するのではなく、まずは地域課題を汲み取って必要なサービスを創出していけるよう、「地域の多様な人達がつながる場」や、「地域課題に住民自身が気付く機会」などを提供し、取組が生まれる“土壌づくり”、すなわち「生活支援体制整備事業（以下、体制整備事業）」をしっかりと行っていくことが大切である。

ただし、移動支援・送迎は、他の総合事業の支援と比較して、安全に向けた配慮や道路運送法の知識などが特に必要な支援である。したがって、住民主体の取組のみでなく、社会福祉法人や介護事業者、交通事業者など、既に移動支援・送迎の取組を行っているプロも含めて、多様な主体の活躍を模索することが重要である。

出典：介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き（原文）  
[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai\\_200424\\_11.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200424_11.pdf)

## 6) 福祉バスの活用事例

### ①福祉バスの活用（事例）

#### (a) 活用方法

既存の福祉バスや患者送迎バスをコミュニティバスとして活用する方法もあるが、これらのバスをコミュニティバスとして活用することにより、スクールバスをコミュニティバスとして活用する場合と同様、地域住民の交通利便性の向上、車両の効率的な利用や運行経費の抑制、地域コミュニティとの調整が必要である。また、既存サービスの利用者に対して利便性が損なわれたりすることを避けることも重要である。

方法	意味
間合い利用	運行時間帯以外の間合いの時間をコミュニティバス化して、一般住民に輸送サービスを提供する。
混乗化	高齢者や患者が利用する福祉バス・患者送迎バスに一般住民も乗れるようにする。
乗合化	福祉バスや患者送迎バス本来の目的をなくし、コミュニティバスとして乗合化する。

#### (b) 福祉バスを地域輸送として活用する場合

既存の福祉バスの活用を検討する場合、現在運行している福祉バスの利用者に対して利便性が損なわれたり、運行管理が煩雑になり、継続的な運行の弊害になることも予想されることから、高齢者・患者ニーズと一般利用者ニーズの調整が必要であり、福祉バスや患者送迎バスを前提とする場合は、例えば、診察時間が長引き、出発時間に間に合わなくなる等の事態も起こりうることなどルート・ダイヤに制約が発生する。



## 8) 社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会の取り組み

### ①一般高齢介護予防通所事業における送迎サービス

いきいき活動支援通所事業で、参加者の自宅へ訪問して送迎サービスを実施している。



### ②いきいき活動支援通所事業

利用者  
募集中

## いきいき活動支援通所事業

目的

利用者が要介護状態になることの予防、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防の為、「ラジオ体操」や「いきいき百歳体操」等の活動を取り入れ、「運動する」ことに取り組みます。また、教養講座やレクリエーション等を実施するなど、様々な活動により利用者の生活の活性化をはかります。

いきいき活動支援通所事業を利用するためには？

利用申請書等の提出  
(町役場社会福祉課へ)

↓

利用決定・利用開始  
(見学・体験もできます)

対象者	①65歳以上の高齢者 ②要支援1・2の方 ③チェックリスト該当者
活動内容	体力向上プログラム 運動器具・マッサージ機器 食事・レクリエーション等
活動日	月曜日～金曜日 (週1回の利用になります)
利用料	670円(昼食代含まれる)

ラジオ体操で体を柔軟に

フラダンスで華やかに

定期的に体力測定

スクエアステップで認知症予防

### 一日の流れ

午前の活動

9:00～

- ・利用者迎え(体温測定等)
- ・朝の挨拶(日程説明)
- ・血圧測定、ラジオ体操
- ・各自トレーニング機器
- ・マッサージ機器の利用

12:00～ 昼食

午後の活動

- ・いきいき100歳体操
- ・スクエアステップ
- ・カラオケ
- ・レクリエーション等
- ・帰りの挨拶(体温測定等)  
(来週のお知らせ)

15:00～ 利用者送り

マイクロバスで送迎

お疲れ様でした!

お問い合わせ 八重瀬町社会福祉協議会 TEL:098-998-4000

### ③生活支援体制整備事業

八重瀬町社会福祉協議会 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーター（新聞）

八重瀬町支え愛いちゃゆんタイムス（令和3年3月1日発行）

令和3年3月1日発行  
八重瀬町社会福祉協議会 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーター（新聞）  
～ 八重瀬町支え愛 ～

**創刊号**

# いちゃゆんタイムス

**生活支援体制整備事業とは？**

我が国の65歳以上の高齢者人口は、2020年12月1日現在で約3,617万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.7%となり、過去最高の更新が続いている状況となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この割合は今後も上昇を続け、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、3,657万人で30.3%になると見込まれています。

八重瀬町でも、総人口31,813人に対して65歳以上の高齢者人口は、2020年12月1日現在で6,923人となり、高齢化率は21.8%で超高齢社会を迎えています。

国連によると・・・ 65歳以上の人口が…	
7%以上	高齢化社会
14%以上	高齢社会
21%以上	超高齢社会

そのような状況の中、平成27年度に介護保険制度が改正され、介護予防給付の一部である介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、各市町村が地域の実情に応じた取組を行うことができる【新しい介護予防・日常生活支援総合事業】へと移行されることになり、地域住民やボランティアなど地域の多様な主体を活用しながら、高齢者を支援していく地域のニーズに沿った制度へと生まれ変わりました。

八重瀬町社会福祉協議会では、地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、「生活支援体制整備事業」を町役場より受託し、実施することとしました。具体的には、「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、生活支援コーディネーターが協議体のネットワークを生かしながら地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

**生活支援コーディネーターとは？**

日常生活上の支援が必要な高齢者が「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていく」ために様々なサービスの提供体制を充実させることや地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主にニーズ調査や地域資源開発、ネットワーク構築などの機能）を果たす人です。

**協議体とは？**

協議体とは、地域に支え合いの輪を広げて行くために、生活支援コーディネーターと地域住民同士等で話し合う場です。八重瀬町では、町内全域を対象とした第1層協議体を設置した上で、各地域の実情に合った話し合いの場作りを進めます。

**生活支援コーディネーターの紹介**

9月より生活支援コーディネーターの担当になりました知念篤生です。コロナ禍で活動が制限されている状況にありますが、地域住民の皆様のお力になれるよう精一杯頑張りますので、よろしくお願ひ致します。



高齢化の進展に伴い、地域では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護サービスだけでなく、日常的な「生活支援」や「介護予防」が必要です。

生活支援体制整備事業では、医療や介護サービスだけでは解決しづらい暮らしの困りごとに対応する「生活支援」（例：大きな家具の移動、お庭の手入れ等）や高齢者が楽しく取り組める「介護予防」（例：体操、脳トレ等）の充実を行政サービスのみならず、地域住民をはじめ、民生委員児童委員や民間企業、NPO、ボランティア、社会福祉法人、協同組合、商工会等の多様な団体が協力し合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、みんなで支え合う地域づくりを目指しています。

**《東風平地域の一部のお宝（支え合い）紹介》**

**東風平ゆんたく会の取り組み**



目的：地域の支え合いの活動として、東風平地区の住民でお茶を囲んで会話を楽しんだり、軽い運動することで「介護予防」に取り組んでいます。また、日中の居場所として「集いの場」になっています。地域の独居の方が外に出るきっかけや同じ地域に住んでいるが面識、交流のない方がゆんたく会を通して交流を持ち、「顔の見える関係性」「助け合いの地域づくり」を目指しています。

**～ 地域のお宝情報を募集しています！！ ～**

皆さんの暮らしの中にも、お宝（支え合い）はありませんか？「いつも2、3人で集まってユンタクしているよ」「地域の子ども達と高齢者がラジオ体操をしているよ」など、普段の何気ない暮らしの中こそ、素敵なお宝が隠れています。皆さんの身近にあるお宝情報がございましたら、ぜひ八重瀬町社会福祉協議会まで情報をお寄せ下さい。

**お問い合わせ先** 八重瀬町社会福祉協議会 生活支援コーディネーター担当（知念 篤生）  
TEL：998-4000

